

令和4年度 第2回 福岡県特定歴史公文書利用審査会  
令和4年度 第2回 福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会

日時 令和5年3月8日(水)  
14:00～

進行 江崎副館長

## 次 第

### 1 辞令交付

- ①福岡県特定歴史公文書利用審査会委員辞令
- ②福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会委員辞令

### 2 開会

杉野館長あいさつ

### 3 委員自己紹介

### 4 会長選任

会長 藤岡委員  
会長代理 富山委員

### 5 議事

#### (1) 福岡共同公文書館事業について

福岡共同公文書館について(資料1)の事務局説明  
福岡共同公文書館10年の取組(資料2)の事務局説明

#### (2) 利用審査会委員について

利用審査会委員について(資料3)の事務局説明

#### (3) 歴史公文書の利用について

歴史公文書の利用について(資料4)の事務局説明

井上委員

利用申請から閲覧までにかかる期間や期間を短縮するための方法に関する

る質問

富山委員

これまで審査請求が出なかった理由に関する質問

井上委員

歴史公文書の利用により企画展のテーマを決めているのか、企画展を行うことで利用が増えているのか、との質問

(4) その他

井上委員

行政利用が増加している理由についての質問

6 閉会

# 福岡共同公文書館 について (開館10周年)

**福岡共同公文書館**  
福岡県立公文書館・福岡県市町村公文書館

# 福岡共同公文書館の概要

# 公文書館の必要性及び設置目的

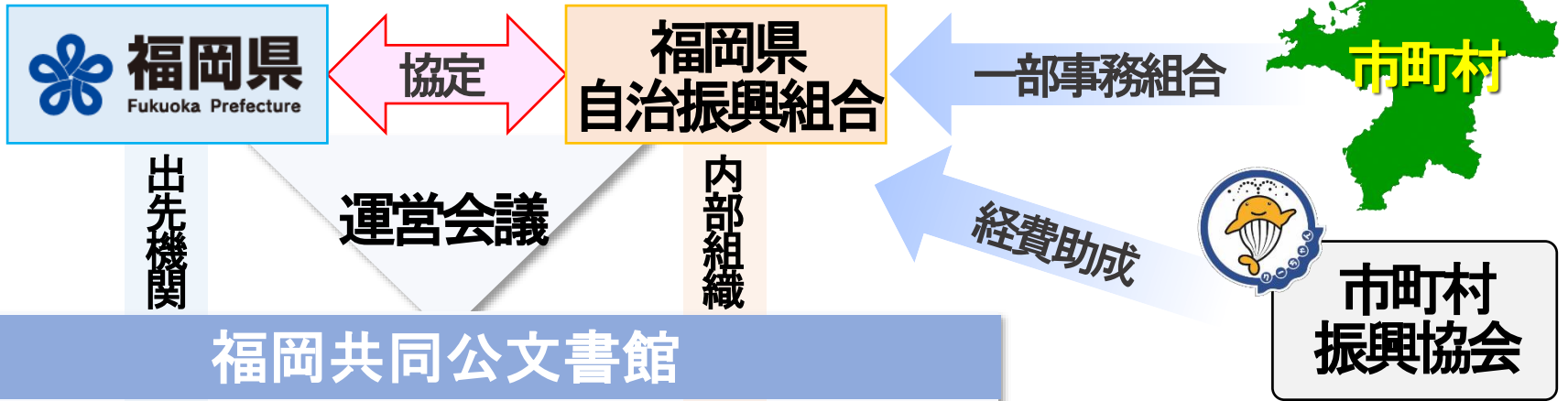
## 必要性

- 住民共有の財産として、行政活動を記録する公文書等を保存
- 行政の適正かつ効率的な運営のための検証を図る
- 住民への説明責任を果たし、開かれた行政を保障する

## 設置目的

- 健全な民主主義を支える住民共通の知的資源として、歴史的価値を有する公文書等を継続的に後世へ伝える
- 公文書等を体系的に保存し、住民の利用に供する
- 行政運営に資するための調査研究活動を行う

# 福岡共同公文書館の組織概要



## 福岡共同公文書館

福岡県立公文書館 (Fukuoka Prefectural Public Document Center)      福岡県市町村公文書館 (Fukuoka Prefecture Municipal Public Document Center)

**併任**

正規職員  
県職員3名  
市町村職員3名

**館長**  
**副館長**

会計年度任用職員  
県任用4名  
組合任用5名

**総務企画班**

- ・利用業務
- ・普及啓発業務
- ・施設管理・庶務業務

**文書班**

- ・受入業務
- ・整理・保存業務

**特定歴史公文書利用審査会**

県と組合 各々設置  
委員3名は兼務  
審査請求等の審査

**歴史公文書評価選別会議**

複数の有識者から選定  
評価選別に対する  
客観性・公平性の確保

諮問  
答申

専門的  
知見

# 福岡共同公文書館設置の経緯

昭和60年

1985

福岡県情報公開審議会から  
「文書館」設置検討の提言

「本格的な県立公文書館の設置を要望する会」 平成17年  
から知事に、公文書館設置に関する要望書提出 2005

平成18年「福岡県共同公文書館基本構想検討委員会」を設置  
2006 「福岡県共同公文書館基本構想」を知事に答申

県と市町村の代表者で構成する 平成19年  
「共同公文書館基本計画策定委員会」を設置 2007

# 福岡共同公文書館設置の経緯

平成20年 施設規模 管理運営体制 経費負担等諸課題を検討  
2008 「福岡県共同公文書館基本計画」を策定

福岡県と県内16市町村から構成する  
共同公文書館ワーキングチームを設置

平成21年

平成22年

建築工事に着工

施設竣工

平成23年

平成24年

4月 県・市町村から歴史公文書受入開始  
11月 「開館」一般住民による利用開始



# 基本構想及び基本計画

## 福岡共同公文書館の機能



## “共同”の意義と効果

### 意義

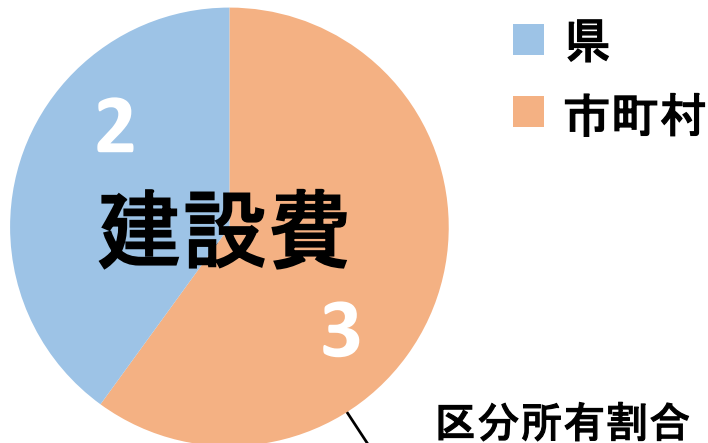
- ・市町村合併による歴史公文書散逸防止
- ・単独設置による財政的負担の軽減
- ・県下全自治体の公文書の一元的管理

### 効果

- ・体系的、効率的な保存が可能
- ・各自治体の活動の比較検証が可能
- ・地域文化の向上
- ・住民参加の自治意識を醸成

# 基本構想及び基本計画

## 経費負担

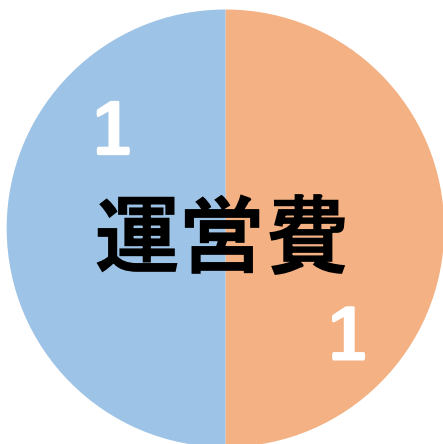


## 管理運営体制



共同で  
管理運営

職員は併任



# 福岡共同公文書館の立地

## 建設予定地の条件

- ・交通の利便性がよいこと
- ・将来の増築に耐える敷地面積があること
- ・文書保存に適した環境であること



福岡市

北九州市

飯塚市

久留米市

大牟田市

筑紫野市

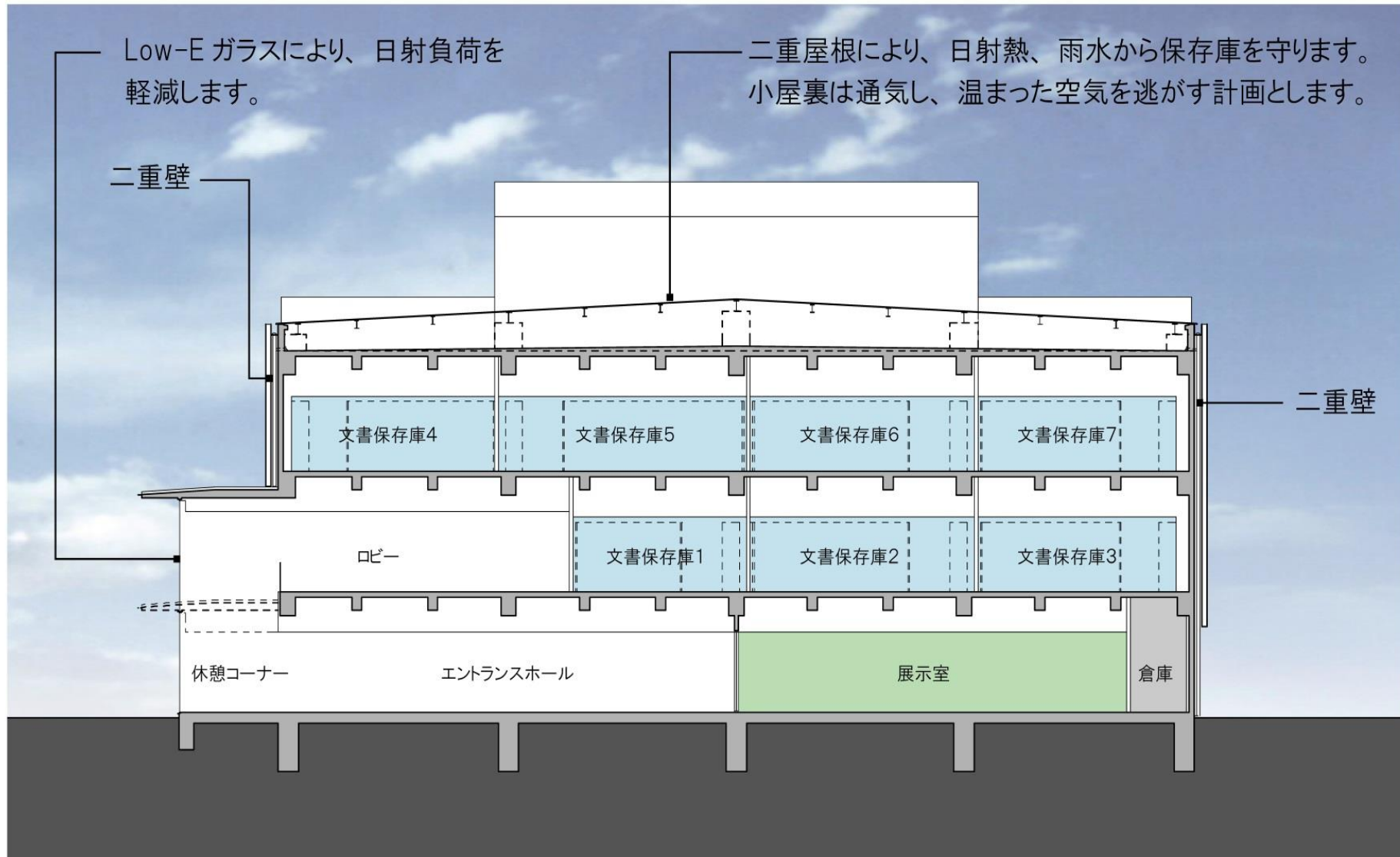
## 交通アクセス

JR 鹿児島本線「二日市駅」から約1km

西鉄 天神大牟田線「紫駅」から約1.4km

車 九州自動車道筑紫野インターから約1.7km

# 福岡共同公文書館の構造



# 福岡共同公文書館施設概要

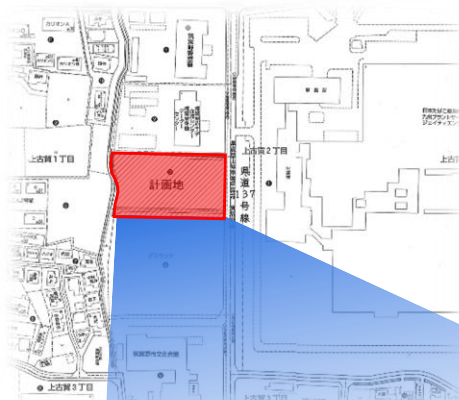
## 構造



鉄筋コンクリート造  
地上3階(一部4階)建て



## 面積

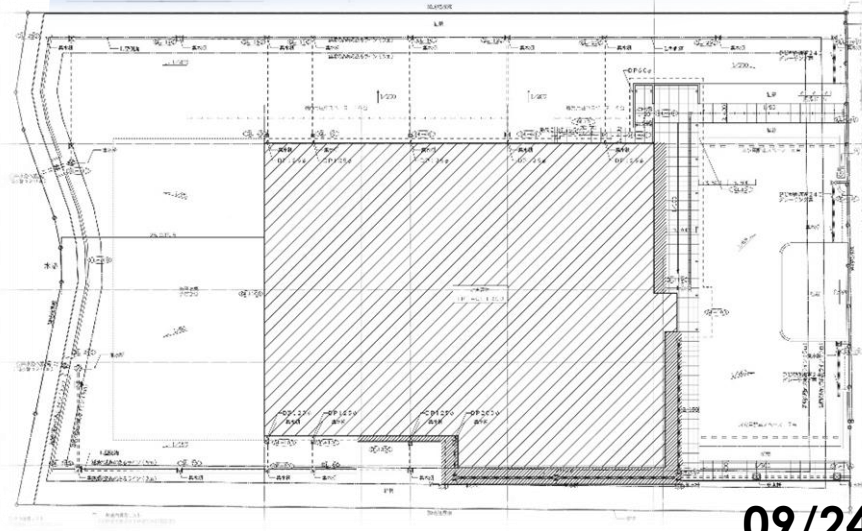


敷地面積

6,129 m<sup>2</sup>

延床面積

5,421 m<sup>2</sup>





# 福岡共同公文書館施設概要

## 文書保存庫

7室

収蔵能力: 約 **80万** 冊

温度管理: **22~25** 度

湿度管理: **55** %

## その他

展示室

閲覧室

90名

研修室

16名

会議室

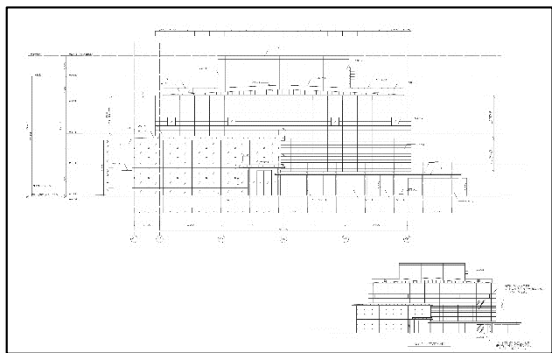
# 福岡共同公文書館総工費

その他

99 百万円

設計費

390 百万円

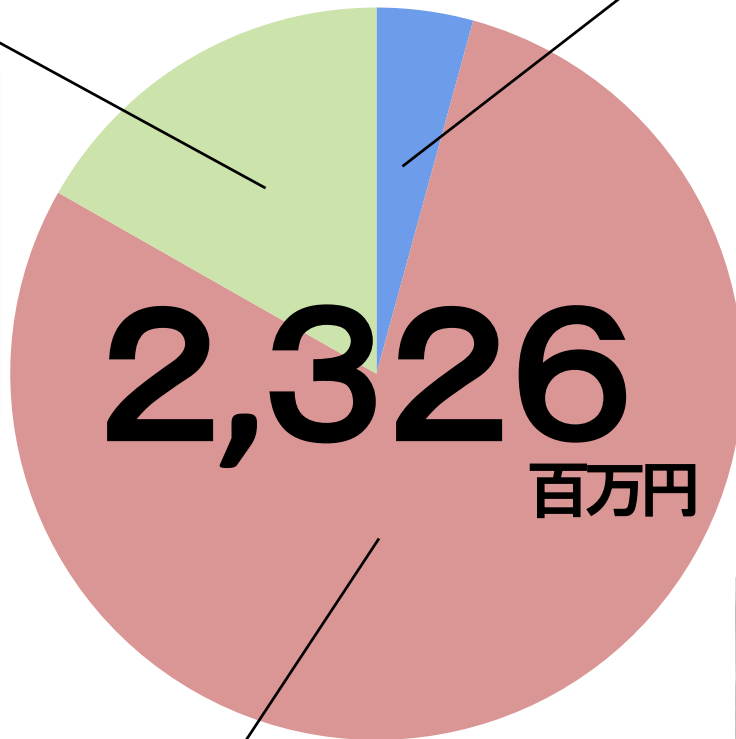


- ・地質調査
- ・基本設計
- ・実施設計

工事費

1,837 百万円

- ・建物
- ・電気設備
- ・機械設備



- ・書架購入
- ・システム設計



# 福岡県内の公文書館

## 九州大学大学文書館

平成17年4月発足  
※内閣総理大臣が指定する  
「国立公文書館等」の1つ

## 北九州市立文書館

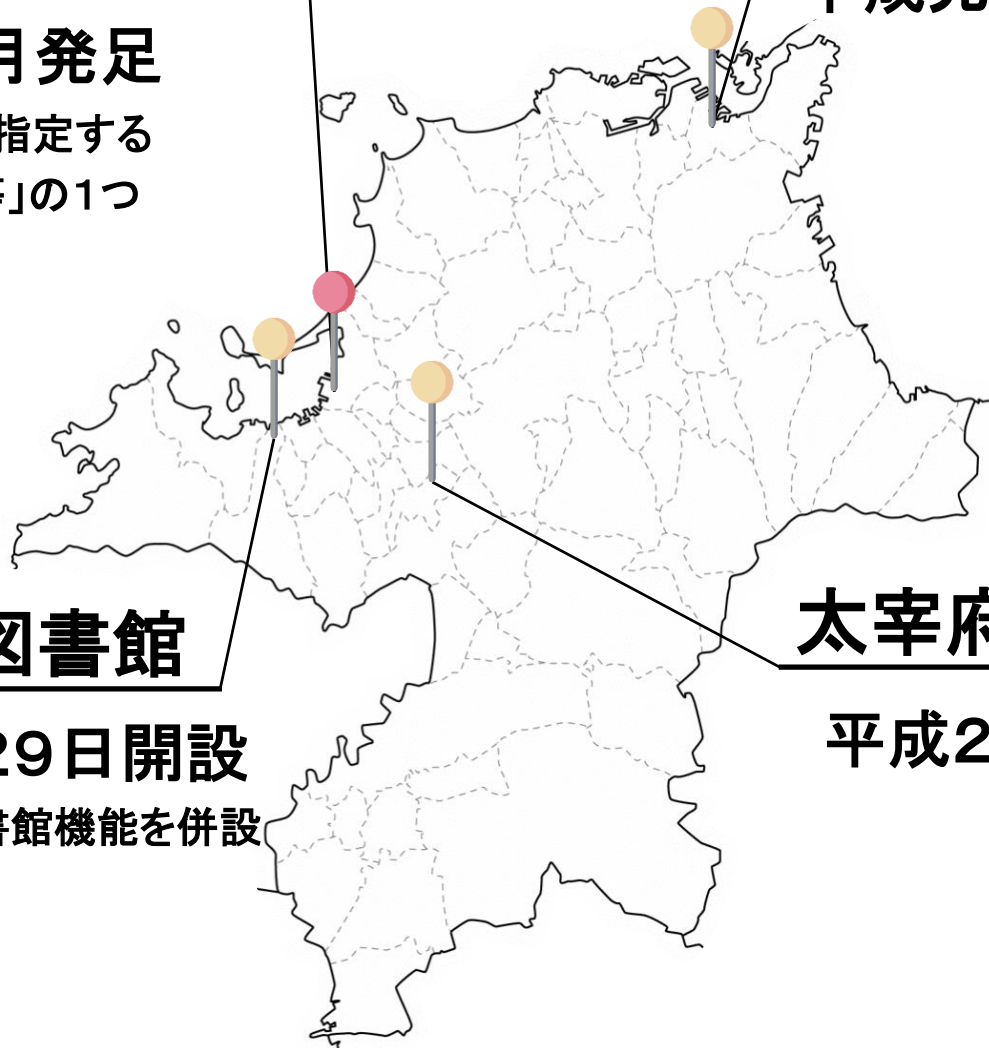
平成元年11月1日開設

## 福岡市総合図書館

平成8年6月29日開設  
※図書館内に公文書館機能を併設

## 太宰府市公文書館

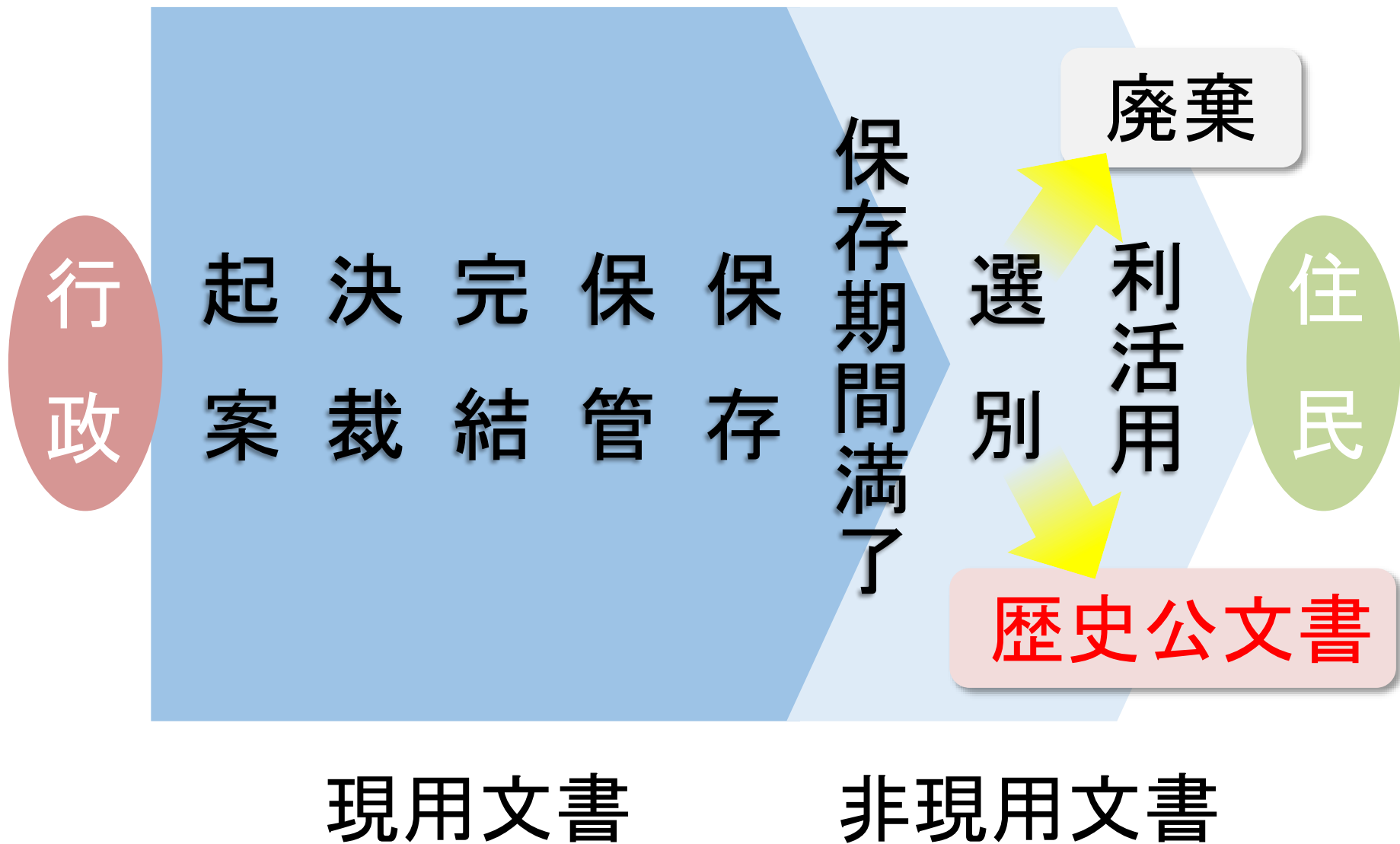
平成26年4月1日開設





# 歴史公文書の保存


# 公文書のライフサイクル




# 歴史公文書の選別から配架まで




一次  
選別




二次  
選別




くんじょう  
燻蒸



搬入



登録



配架

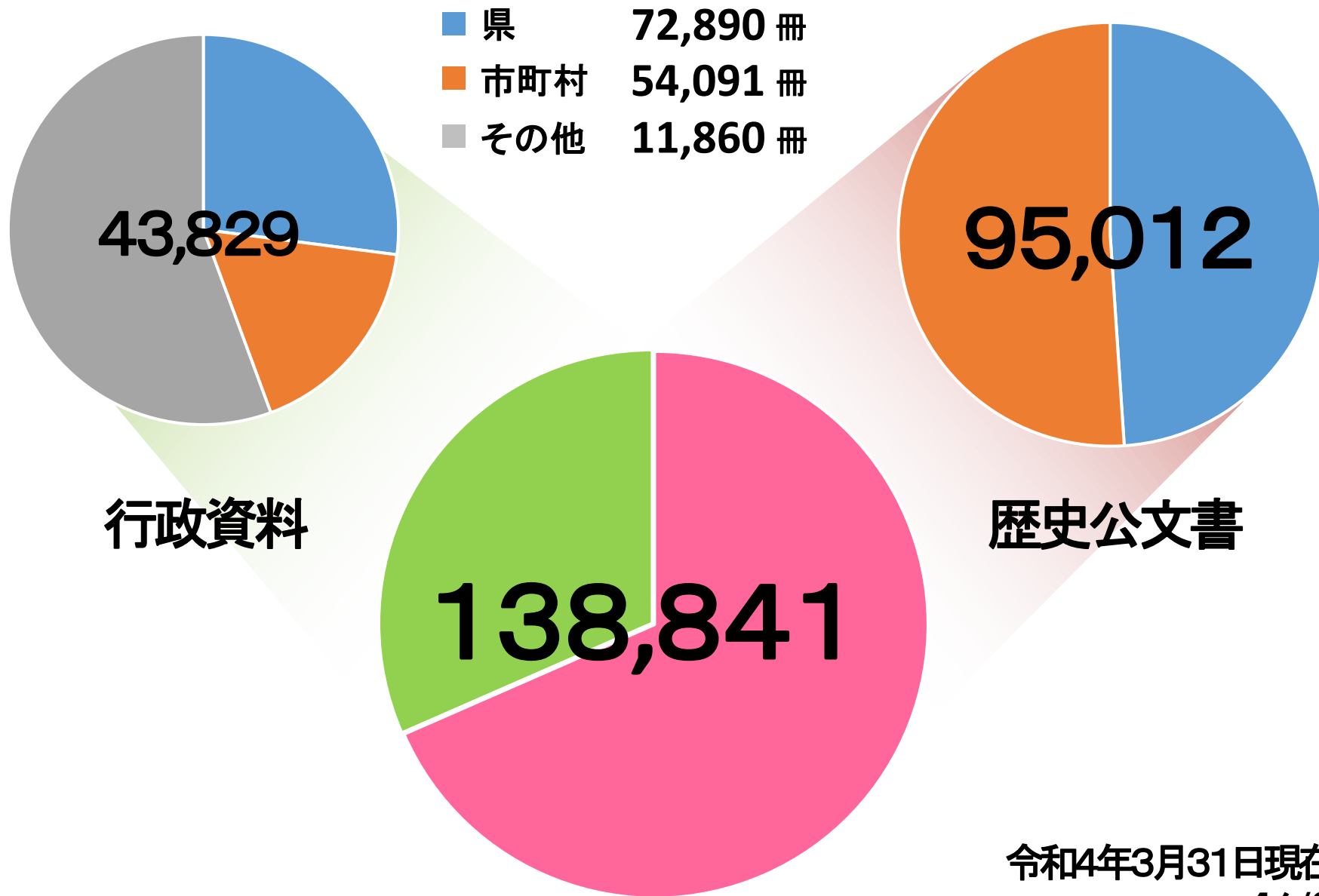
# 評価選別基準

- 行政の推移、内容、仕組み等が明らかになるもの
- 住民生活、社会情勢を反映しているもの
- 昭和30年以前に作成または取得されたもの

## 具体例

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (01) 例規(条例等の制定、改廃)   | (11) 争訟(行政訴訟、不服審査) |
| (02) 組織・制度の新設、改廃     | (12) 調査・統計、研究      |
| (03) 人事制度の新設、改廃      | (13) 監査・検査         |
| (04) 行政区画・地方制度(合併関係) | (14) 叙位・叙勲、褒章、表彰   |
| (05) 議会、行政委員会        | (15) 選挙            |
| (06) 審議会、審査会         | (16) 住民の請願・陳情・要望   |
| (07) 重要な施策・事務事業      | (17) 行事・儀式、事件・災害   |
| (08) 予算・決算、出納        | (18) 文化財・史跡・天然記念物  |
| (09) 公有財産の取得・処分      | (19) 自治体と密接な法人・団体  |
| (10) 許可・認可等行政処分      | (20) その他重要な文書      |

# 所蔵資料の状況

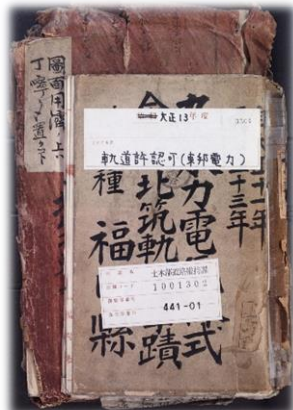
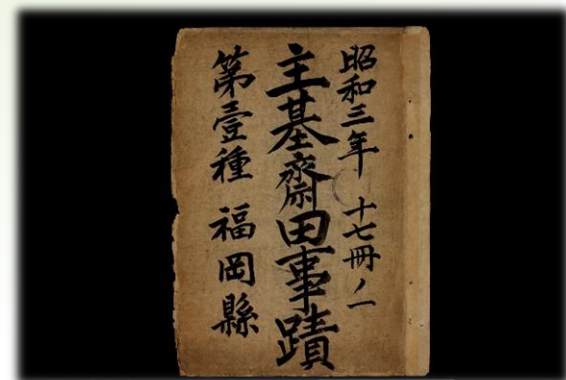


令和4年3月31日現在

# 所蔵資料の紹介

## 主基斎田事蹟

昭和3年、昭和天皇即位行事の1つとして  
福岡県で行われた主基斎田事業に関する資料群



私鉄各社が、鉄道省・内務省（現在は国土交通省が所管）  
に提出した申請書類等の綴り

## 軌道許認可

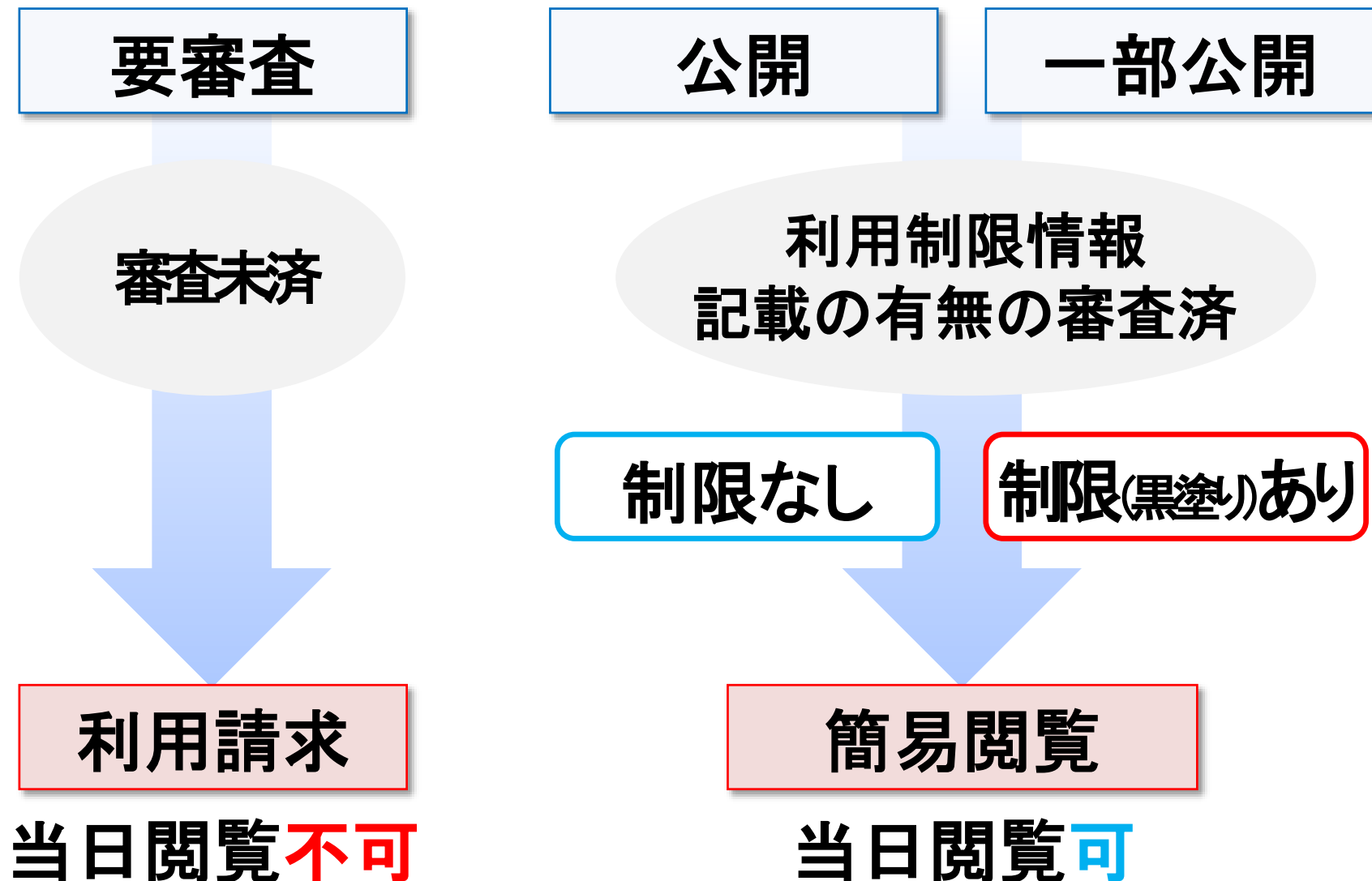
## 陸軍病床日誌

太平洋戦争終戦にかけて、旧小倉陸軍病院に  
入院した傷痍軍人のカルテの綴り



# 歴史公文書の利用

# 歴史公文書の公開状態と閲覧手続



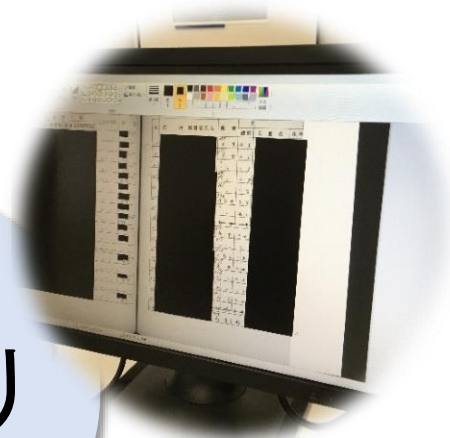


# 利用請求から閲覧まで

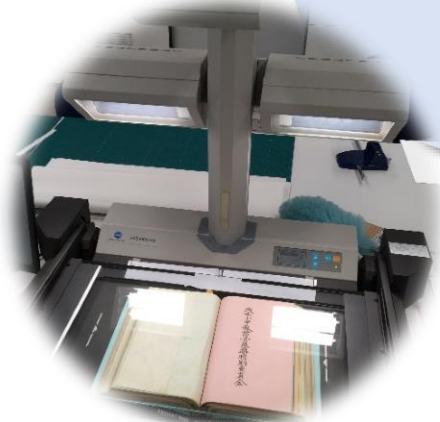
審査



黒塗り



スキャン



閲覧



# 行政による公文書館の活用



企画  
立案

実行

結果  
評価

文書記録  
の  
蓄積

保存

行政運営  
の  
効率化

公文書館

利用

企画  
立案

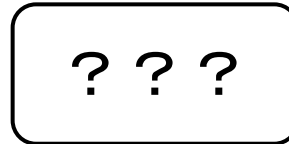
実行

結果  
評価



# 行政利用の制度

## 移管元による文書の閲覧



### 過去の **事務事績** や **議事録** の確認

### **審査不要** で **即日閲覧** 可能

福岡県議会 (第11期定例会) 議会情報公開請求書(第1号) 3△△第123号  
 令和9年11月8日

福岡県議会議員 〇〇君 様

〇〇君 様へ

1. 申請内容  
 資料提供の希望とするため、

2. 請求する期間  
 〇〇年 〇〇月 〇〇日

NO	請求書	資料提供元(資料の名称)	4号欄(資料の形式)	5号欄(資料の形式)	6号欄(資料の形式)
1	1-2-01234567	〇〇委員会報告書	PDF	〇	〇
2	1-2-12345678	平成30年度議会報告書	PDF	〇	〇
3	1-2-34567890	令和9年度議会報告書	PDF	〇	〇
4	1-2-98765432	令和9年度議会報告書	PDF	〇	〇
5	1-2-87654321	令和9年度議会報告書	PDF	〇	〇
6					
7					
8					
9					
10					

〇〇君 様へ  
 1. 請求書の提出  
 2. 請求書の提出  
 3. 請求書の提出

# 申込

# 閲覧 借覧



館内で閲覧  
or  
持ち帰り(30日以内)

## 行政利用申込書

# 公文書館の普及啓発

# 普及啓発活動

## 館内展示



## 講演会



## 館外展示



## 職場体験・インターンシップ





# デジタル化する社会への対応

## ホームページ

福岡共同公文書館は、福岡県と県内全市町村（政令市を除く）が共同で設置・運営する公文書館です。

福岡共同公文書館  
Fukuoka Communal Archives

HOME 公文書館の紹介 利用案内 所蔵資料 ブログ 所蔵資料検索 展示・講座案内 刊行物等 リンク集 よくある質問

重要なお知らせ 当館をはじめご利用される皆様へ

お知らせ・新着情報

- 2021年10月19日  
→ 『令和2年度年報（第9号）』を発行しました！
- 2021年10月08日  
→ 常設展示をリニューアルしました！
- 2021年09月28日  
→ 展示入替のため展示室をお休みします。
- 2021年08月12日  
→ 『福岡共同公文書館だより第18号』を発行しました！
- 2021年05月31日  
→ 『福岡共同公文書館だより第17号』を発行しました！

ブログ更新情報

- 2021年10月4日  
→ 公文書でめぐる ふるさと福岡 ～浜前町～
- 2021年9月8日  
→ 行政資料の活用法～『官報』～
- 2021年8月24日  
→ 公文書でめぐる ふるさと福岡 ～宗徳市～
- 2021年8月3日  
→ 企画展 はじまりました！
- 2021年7月27日  
→ 公文書でめぐる ふるさと福岡 ～萩原町～

イベントカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1 2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

・ 歴史公文書の閲覧は、内容審査のため日数を要しますので、当日ご利用にならないことをあらかじめご承知おきください。

・ 資料の館外貸出しは原則として行っておりません。

開館当初（平成24年）より運用

## デジタルアーカイブ

関連画像一覧

595件のデータがヒットしました。1～10件目のデータを表示しています。

1 / 60 移動 →

1-1-0005802-0001 1-1-0005802-0002 1-1-0005802-0003 1-1-0005802-0004 1-1-0005802-0005

1-1-0005802-0006 1-1-0005802-0007 1-1-0005802-0008 1-1-0005802-0009 1-1-0005802-0010

一部所蔵資料について公開

## SNS



マスコットキャラクター  
「しよこら」

平成30年より運用

さいごに

# 福岡**共同**公文書館

みんなの**共有財産**、歴史公文書

県と市町村の、情報資源が  
**一堂に会する**場所

行政と住民が、より良い未来を  
**ともにつくる**ための公文書館



利用審査会委員について

福岡県特定歴史公文書利用審査会

1) 設置根拠

福岡県立公文書館条例第 17 条に基づく諮問機関

2) 所掌事務

- ・利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときに、知事からの諮問に応じて答申すること
- ・苦情の申出について、知事から意見を求められた場合に意見を述べること
- ・特定歴史公文書の利用に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び建議すること

3) 委員の定数及び任期（福岡県立公文書館条例施行規則第 14 条、第 15 条）

定数 3

任期 2 年（再任可）

福岡県自治振興組合歴史公文書利用審査会

1) 設置根拠

福岡県市町村公文書館条例第 19 条

2) 所掌事務

- ・利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときに、管理者からの諮問に応じて答申すること
- ・苦情の申出について、管理者から意見を求められた場合に意見を述べること
- ・特定歴史公文書の利用に関する重要な事項について、管理者の諮問に応じて答申し、及び建議すること

3) 委員の定数及び任期（福岡県市町村公文書館条例施行規則第 14 条、第 15 条）

定数 3

任期 2 年（再任可）

## 歴史公文書の利用について

## 1 利用請求状況（一般利用）

単位：冊

年度	県			市町村		
	新規申請	簡易申請	計	新規申請	簡易申請	計
H24	0	0	0	66	0	66
H25	67	55	122	73	0	73
H26	30	2	32	21	2	23
H27	177	15	192	38	7	45
H28	168	34	202	161	126	287
H29	169	183	352	146	152	298
H30	182	338	520	155	73	228
R1	186	491	677	150	148	298
R2	182	191	373	98	47	145
R3	140	114	254	119	87	206
計	1,301	1,423	2,724	1,027	642	1,669

(参考) 令和4年度（1月現在）

県文書 302冊 市町村文書 160冊

## 2 当面の課題

当館においては、移管・登録が完了した文書は、文書の完結年度に関わらず、速やかに目録を公開し、一般の利用に供しているため、個人情報等の利用制限情報のマスキング作業に多くの時間を要している。

今後、利用が増加することも考えられるため、作業の効率化が求められている。

## 【作業に時間がかかる要因】

- ①経過年数が30年未満の文書についても利用制限情報を除いて利用可としているため、マスキング作業の発生割合が多くなること
- ②利用制限情報がない場合も、文書の状態が悪ければ、複製を作成する必要があること
- ③1回当たりの利用請求冊数の制限を設けていないこと
- ④簿冊単位での利用となるため、利用者が知りたい情報が簿冊の一部であったとしても簿冊全部を審査・マスキングする必要があること